

新潟市要綱の作成及び審査についての要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市における要綱の作成と審査について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 要綱とは、題名が「〇〇要綱」、「〇〇要領」、「〇〇基準」、「〇〇について（依命通達又は通知）」等で、行政指導、例規（条例、規則及び規程をいう。以下同じ。）の解釈、内部的な事務処理の基準等を内容とするものをいう。

(制定及び改廃の形式)

第3条 要綱の制定及び改廃の形式は、例規の制定及び改廃の形式に準ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、通知文等その要綱の性質によっては、これによらないことができる。

(決裁区分)

第4条 要綱を制定し、又は改廃する場合の決裁区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民の権利及び自由の制限に係る行政指導について制度を定める要綱 市長
- (2) 前号に規定する要綱以外の要綱で、予算の執行を伴うもの 副市長
- (3) 前2号に規定する要綱以外の要綱 部長（新潟市事務分掌条例（平成18年新潟市条例第89号）に規定する部、局及び課の長、区長、消防局長並びに担当部長をいう。）

(審査)

第5条 前条第1号に規定する要綱の制定及び改廃については、例規の制定及び改廃の例に準じて事前審査するものとする。

(周知)

第6条 第4条第1号に規定する要綱を制定し、又は改廃した場合は、告示し、その他のものにあっても、必要に応じ公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 6 2 年 9 月 1 4 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際既に制定されている要綱については、従前の例によるものとし、
改廃を行うときから、この要綱を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 6 月 2 6 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。